

松阪市議会基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 開かれた議会（第4条—第6条）
- 第3章 公平公正で透明な議会運営（第7条・第8条）
- 第4章 適切な行政の監視及び評価（第9条—第11条）
- 第5章 市民本位の政策立案及び提言（第12条—第16条）
- 第6章 議会力及び議員力の強化（第17条—第20条）
- 第7章 継続的な議会改革の推進（第21条—第24条）
- 第8章 補則（第25条・第26条）

附則

松阪市議会（以下「市議会」という。）は、直接、選挙によって信託を受けた代表機関として、二元代表制の下、地方自治の本旨に基づき、市民の生活向上と福祉の充実のため、市政を適切に運営していく責務を負っている。

市議会は、市民が安全で安心な生活を送ることができるよう、市民の意見や意思を市政に的確に反映させなければならない。

市議会及び松阪市議会議員（以下「議員」という。）は、公平公正で透明な議会運営に努め、かつ、開かれた議会づくりを推進するなど不断の努力が必要である。

ここに、市議会は、日本国憲法及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の下、市議会の基本理念及び基本方針を定めるとともに、市議会と市民との関係及び市議会と松阪市長（以下「市長」という。）その他の執行機関（以下これらを「市長等」という。）との関係を明確にし、市民の負託と信頼に応えることを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、合議制の機関である議会の役割を明らかにし、市議会の基本理念、基本方針その他市議会に関する基本的事項を定めることにより、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 市議会は、二元代表制の下、市民の代表としてその負託と信頼に応え、大局的な視点から意思を決定し、行動する議会を目指して、真の地方自治の実現に取り組むものとする。

（基本方針）

第3条 市議会は、市民を代表する議員によって構成される議事機関としての議決責任を深く認識し、前条の基本理念を実現するため、次の各号に掲げる基本方針に基づき議会活動を行わなければならない。

- （1） 積極的な情報の発信を行うことにより、市民に分かりやすく、市民が参加しやすい、開かれた議会運営を実現すること。
- （2） 中立かつ公正を基本とした民主的な議会運営に努めるとともに、透明性の高い議会運営を実現すること。
- （3） 市民の立場から、市長等の市政運営状況を監視し、評価すること。
- （4） 独自の政策立案及び政策提言に積極的に取り組み、市民の視点で議員が十分な議論を行い、市議会としての合意形成を図ることにより、立法機能の充実及び強化を行うこと。
- （5） 広く市民の意思を把握し、市政に的確に反映させるとともに、議員一人一人の資質を高め、議会権能の強化及び活性化に取り組むことにより、議会力及び議員力を強化すること。
- （6） 継続かつ持続的に議会改革の推進に取り組むこと。

第2章 開かれた議会

（議会からの情報発信）

第4条 市議会は、市民に対し議会活動における取組み及び成果について多様な媒体を用いて積極的に発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。

2 市議会は、全ての会議を原則公開とする。

3 市議会は、議案に対する議決の結果及び各議員の表決を公表しなければならない。

(開かれた議会への環境整備)

第4条の2 市議会は、市民の多様性を尊重し、開かれた議会への環境整備に努めなければならない。

(議会報告会)

第5条 市議会は、議会活動について市民に対し定期的に報告等を行う場(次項において「議会報告会」という。)を設け、情報提供及び情報共有に努めなければならない。

2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

(市民との連携)

第6条 市議会は、法第115条の2第1項及び第2項(第109条第5項において準用する場合を含む。)に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用することにより、専門的又は政策的識見等を審議及び審査に反映させるよう努めなければならない。

2 市議会は、請願及び陳情を市民からの政策提案として受け止め、審査に当たっては、請願者又は陳情者の説明機会の確保に努めなければならない。

3 前項の規定により請願者又は陳情者からの説明を受けた後、必要に応じて、当該請願者又は陳情者の意見を聴くものとする。

4 市議会は、市民の意見を政策立案に反映させるため、市民との意見交換の場を設けることができる。

### 第3章 公平公正で透明な議会運営

(議会運営の原則)

第7条 市議会は、円滑かつ効率的な議会運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。

2 市議会は、議長及び副議長を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。

3 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下これらを「委員会」という。)の委員の選任に当たっては、公平性及び公正性の確保に努めなければならない。

4 委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営しなければならない。

(会派)

第8条 議員は、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を共有する議員で構成し、合意形成に努めるものとする。

3 議長は、必要があると認めるときは、会派代表者会議を開催する。

4 会派及び会派代表者会議に関し必要な事項は、別に定める。

### 第4章 適切な行政の監視及び評価

(市長による政策等の説明)

第9条 市議会は、市の政策、計画、事業その他市長が提案する案件(以下「政策等」という。)について、議会審議における論点を明確にし、及び当該政策等の水準を高めるため、次の各号に掲げる事項の説明を市長に求めることができる。

(1) 政策等を必要とする背景

(2) 提案に至るまでの経緯

(3) 市民参加の実施の有無及びその内容

(4) 市の総合計画との整合性

(5) 財源措置

(6) 将来にわたる効果及び費用

2 市議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めることができる。

(反問権及び反論権)

第10条 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して論点を明確にするため反問することができる。

2 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議

等に対して反論することができる。

(監視機能の充実及び強化)

第11条 議員は、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができるものとし、市長等は文書により回答するものとする。

2 市議会は、議決機関としての機能強化のため、法第96条第2項の規定により積極的に議決事件の範囲の拡大を図るものとする。

3 市議会は、市政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、年間を通じて適切に本会議を開くことができるよう、会期を定めるものとする。

#### 第5章 市民本位の政策立案及び提言

(政策立案、政策提案及び政策提言)

第12条 市議会は、市の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、市民の立場から、条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案を行うとともに、市長等に対し、政策提言を行う。

(議員間討議による合意形成)

第13条 市議会は、議会が言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営しなければならない。

2 議員は、本会議及び委員会において、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。

(政策討論会)

第14条 市議会は、市政に関する重要な政策、課題等に対して、議員間の共通認識及び合意形成を図るため、政策討論会を開催する。

2 政策討論会に関し必要な事項は、別に定める。

(附属機関の設置)

第15条 市議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

(専門的知見の活用)

第16条 市議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のため、議決により、法第100条の2に規定する専門的事項に係る調査を活用し、審査及び討議に反映させるよう努めなければならない。

2 市議会は、必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

3 前項の調査機関の構成員として、議員を加えることができる。

#### 第6章 議会力及び議員力の強化

(議会機能の強化)

第17条 市議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実及び強化に努めなければならない。

2 議員は、審議、審査及び政策立案能力の向上のため、調査研究を行い積極的な議員間討議に努めなければならない。

3 市議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

(政務活動費)

第18条 会派又は議員は、法第100条第14項に規定する政務活動費を政策立案、調査研究その他の活動に資するため、厳正かつ適切に活用する。

2 会派及び議員は、公正性及び透明性を確保し、政務活動費による活動状況を公開する。

(議会図書室)

第19条 市議会は、議員の調査及び研究並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めなければならない。

2 議員は、積極的に議会図書室を利用するものとする。

(政治倫理)

第20条 議員は、市民の代表として、高い倫理観を持ち、品位の保持に努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第7章 継続的な議会改革の推進

(議会の制度検討)

第21条 市議会は、議会制度に係る法改正等があったとき、又は議会改革の推進の観点から必要があると認めるときは、必要な組織を設置し、当該議会制度について速やかに調査又は検討を行わなければならない。

(議員定数)

第22条 議員定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である市議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定められなければならない。

2 議員又は委員会が議員定数を改正しようとする場合は、人口、面積、財政力及び市の事業課題並びに類似団体における議員定数の調査比較、市民又は学識経験を有する者からの意見聴取等により検討を行い、客観的な判断に基づき提案しなければならない。

(議員報酬)

第23条 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、定められなければならない。

2 議員又は委員会が議員報酬を改正しようとする場合は、社会経済情勢及び市の財政状況並びに類似団体における議員報酬の調査比較、市民又は学識経験を有する者からの意見聴取等により検討を行い、客観的な判断に基づき提案しなければならない。

(議会事務局の体制整備)

第24条 市議会は、市議会における政策形成及び立案能力の向上並びに議会活動の円滑化及び効率化を図るため、議会事務局の調査並びに法務機能の充実及び強化に努めなければならない。

## 第8章 補則

(他の条例との関係)

第25条 この条例は、市議会に関する基本的事項を定める条例であり、市議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図らなければならない。

(見直し手続)

第26条 市議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを常に検証し、必要に応じて改正するものとする。

2 市議会は、前項の検証の結果、市議会に関する他の条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じなければならない。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における第6条及び第18条の規定の適用については、第6条第1項中「法第115条の2第1項及び第2項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第115条の2第1項及び第2項並びに地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）による改正前の法第109条第5項及び第6項」とし、第18条第1項中「政務活動費」とあるのは「政務調査費」と、「政策立案、調査研究その他の活動」とあるのは「政策立案及び調査研究」とし、同条第2項中「政務活動費」とあるのは「政務調査費」とする。

附 則（令和2年8月20日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。